

旧頁	節	番号	旧	新
10	1章 4節 (自)	冒頭 ～	<p>第4節 自主防災組織で活動する</p> <p>災害時において自主防災組織は、防災関係機関等と互いに協力して、災害の拡大防止と被害の軽減を図るよう努めます。</p> <p>1. 自主防災組織の災害時の役割【市民・地域団体等】</p> <p>災害発生時、<u>自主防災組織</u>はあらかじめ策定した活動計画に基づき、次のような活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>大規模災害では、火災の多数発生や道路被害等により、消防機関の到着が遅くなる場合があります。<u>自主防災組織の構成員</u>は安全が確保できる範囲内で、火災の初期消火等を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救出救護活動</p> <p><u>自主防災組織</u>等は、構成員の安全を確保できる範囲内において、簡易な救助活動や応急手当を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営</p> <p>避難所に避難した場合は、<u>自主防災組織</u>としてのまとまった行動によって避難所の混乱防止に努め、避難所運営の様々な活動に参加します。</p> <p>ア <u>自主防災組織</u>でまとまった行動</p> <p>イ 地域の避難者の確認や報告等</p> <p>ウ 避難所運営活動への参加・協力</p> <p>(略)</p> <p>2. コミュニティ防災センターを拠点とした活動【地域団体等】</p> <p><u>自主防災組織</u>は、消火・救助活動や様々な支援活動を行う際に、必要に応じてコミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>3. 地域の企業と自主防災組織の連携【企業・地域団体等】</p> <p>災害発生時、企業は自衛消防の組織等の活動により、従業員や利用者の安全の確保に努めるとともに、<u>地域の自主防災組織</u>等が行う活動に積極的に協力するなど、地域の一員としての連携を図り、二次災害の防止や被害の軽減に努めます。</p>	<p style="text-align: right;">P. 10</p> <p>第4節 地域で組織的に活動する</p> <p>災害時において<u>地域団体</u>等は、<u>事前の役割分担に基づき</u>、防災関係機関等と互いに協力して、災害の拡大防止と被害の軽減を図るよう努めます。</p> <p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】</p> <p>災害発生時、<u>地域団体</u>等はあらかじめ策定した<u>防災体制</u>や活動計画に基づき、次のような活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>大規模災害では、火災の多数発生や道路被害等により、消防機関の到着が遅くなる場合があります。<u>地域団体</u>や<u>住民</u>は安全が確保できる範囲内で、火災の初期消火等を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救出救護活動</p> <p><u>地域団体</u>や<u>住民</u>は、安全を確保できる範囲内において、簡易な救助活動や応急手当を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営</p> <p>避難所に避難した場合は、<u>地域版避難所運営マニュアル</u>などに基づきまとまった行動により、避難所の混乱防止に努め、避難所運営の様々な活動に参加します。</p> <p>ア <u>町内会</u>や<u>班単位</u>でまとまった行動</p> <p>イ 地域の避難者の確認や報告等</p> <p>ウ 避難所運営活動への参加・協力</p> <p>(略)</p> <p>2. コミュニティ防災センターを拠点とした活動【地域団体等】</p> <p><u>地域団体</u>等はあらかじめ策定した<u>防災体制</u>や活動計画に基づき、消火・救助活動や様々な支援活動を行う際に、必要に応じてコミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>3. 地域の企業と地域団体等との連携【企業・地域団体等】</p> <p>災害発生時、企業は自衛消防の組織等の活動により、従業員や利用者の安全の確保に努めるとともに、<u>地域団体</u>等が行う活動に積極的に協力するなど、地域の一員としての連携を図り、二次災害の防止や被害の軽減に努めます。</p>

旧頁	節	番号	旧	新																										
14	1章 6節 (自)	参考	<p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" data-bbox="456 357 1093 874"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等</td> <td>○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。</td> </tr> <tr> <td>○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>○その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	開 設 方 法	○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。		<p style="text-align: right;">P. 15</p> <p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" data-bbox="1252 349 2132 1171"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 <table border="1" data-bbox="1451 384 1576 679"> <tr> <td>・平日日中 8:30 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30</td> </tr> </table> </td> <td> ○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。 ○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。 </td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時</td> <td> ○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。 </td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td> ○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。 </td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td> ○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	開 設 方 法	①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 <table border="1" data-bbox="1451 384 1576 679"> <tr> <td>・平日日中 8:30 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30</td> </tr> </table>	・平日日中 8:30 ~ 17:00	・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。 ○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時	○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	④その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。	
条 件	開 設 方 法																													
○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。																													
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																													
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																													
○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																													
○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。																														
条 件	開 設 方 法																													
①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 <table border="1" data-bbox="1451 384 1576 679"> <tr> <td>・平日日中 8:30 ~ 17:00</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30</td> </tr> </table>	・平日日中 8:30 ~ 17:00	・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。 ○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																											
・平日日中 8:30 ~ 17:00																														
・休日 ・平日夜間 17:00 ~ 翌8:30																														
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時	○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																													
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。																													
④その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																													
○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。																														

旧頁	節	番号	旧	新
15	1章 6節 (自)	2	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (略)</p> <p>(1) 連合町内会・町内会等の地域団体の役割 避難所運営委員会が立ち上がり、避難者中心の自主運営が行われるようになるまでは、地域団体を中心として避難所運営を行います。</p> <p>大規模な地震が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。地域団体は、避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を活かし、避難者をまとめて各種活動にあたります。</p> <p>(2) 避難者の役割 避難者は、地域団体等の指示のもと、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制のもと、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市・区・施設の対応</p> <p>1. 市・区の対応 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p> <p>2. 避難所担当職員の対応 避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、各活動において、避難者のニーズの把握や、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮等が行われるよう対応を行います。</p> <p>3. 施設管理者・職員の対応 避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住空間や共有空間を設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。</p> </div>	<p style="text-align: right;">P. 16</p> <p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (略)</p> <p>(1) 地域団体とその役割 連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。また、地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々です。円滑な避難所運営を開始するために避難所運営委員会を立ち上げ、避難者中心の自主運営が行われるようになるまでは、地域団体が中心となって運営の各種活動を行います。</p> <p>大規模な地震が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。地域団体は、地域版避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を活かし、避難者をまとめて各種活動にあたります。</p> <p>(2) 避難者とその役割 避難所に避難される方です。避難者は概ね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。</p> <p>避難者は、地域団体等の指示のもと、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制のもと、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市・区・施設の対応</p> <p>1. 市・区の役割 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを共に行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p> <p>2. 避難所担当職員の役割 市が避難勧告等を発令した場合、または市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、各活動において、避難者のニーズの把握や、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮等が行われるよう対応を行います。</p> <p>3. 施設管理者・職員の役割 避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。</p> </div>

旧頁	節	番号	旧	新
16	1章 6節 (白)	2	<p>つづき</p> <p style="text-align: center;"><避難所運営委員会組織図></p>	<p>つづき</p> <p style="text-align: center;"><避難所運営委員会組織図></p>
17	1章 6節 (白)	3 (2)	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p> <p>(略)</p> <p>カ 食料・物資の確保(食料物資班)</p> <p>避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請して確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資を活用するとともに、区本部あてに要請を行います。物資集配拠点からの支援開始後は、避難所に配送を行う配送業者等に直接要請します。</p> <p>必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズに配慮するとともに、プライバシーへの配慮に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>ク 水の確保(衛生班)</p> <p>飲料水については、備蓄物資、施設の受水槽の活用によって確保し、不足する場合には区本部に要請します。また、非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通して水道部に仮設給水所の設置を依頼します。</p> <p><u>トイレの用水等の生活用水については、学校プールの貯留水の活用等によって確保します。</u></p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p> <p>(略)</p> <p>カ 食料・物資の確保(食料物資班)</p> <p>避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請して確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資や避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あてに要請を行います。物資集配拠点からの支援開始後は、避難所に配送を行う配送業者等に直接要請します。</p> <p>必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>ク 水の確保(衛生班)</p> <p>避難所における断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法より確保し、効率的に活用します。</p> <p>① 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</p> <p>② 施設の受水槽の活用</p> <p>③ 非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請</p> <p>④ 給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請</p> <p>⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p>

旧頁	節	番号	旧	新																																																													
20	1章 7節 (自)	冒頭	<p>第7節 物資の円滑な供給に協力する</p> <p>市では、避難所に避難した被災者や避難しなくとも住家等の損壊によって生活に支障のある被災者等を対象に、食料や生活物資を供給します。避難者や地域の住民は、炊き出しや物資の供給のための支援に協力します。【市民・企業・地域団体等】</p>	<p>P. 21</p> <p>第7節 物資の円滑な供給に協力する</p> <p>市では、避難所に避難した被災者や避難しなくとも住家等の損壊によって生活に支障のある被災者等を対象に、食料や生活物資を供給します。避難者や地域の住民は、炊き出しや物資の供給のための支援に協力します。</p> <p><u>また、避難所に避難する場合は、3日分程度の食料や毛布等を持参するように努めます。</u></p> <p>【市民・企業・地域団体等】</p>																																																													
29	2章 2節 (公)	1	<p>1. 防災組織体制</p> <p>市内で地震の発生及び津波警報等が発表されたときは、次の体制をもって対処する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th>職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地震</td> <td>市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき</td> <td>危機管理監</td> <td>情報連絡体制</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき</td> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常3号配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理監</td> <td>警戒体制</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">警戒配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に津波警報が発表されたとき</td> <td>〃</td> <td>災害警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td>宮城県に大津波警報が発表されたとき</td> <td>市長</td> <td>災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。</p>	災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分	地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制	/	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき	非常2号配備	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき	非常3号配備	津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	警戒体制	警戒配備	宮城県に津波警報が発表されたとき	〃	災害警戒本部体制	宮城県に大津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	<p>P. 31</p> <p>1. 防災組織体制</p> <p>市内で地震の発生及び津波警報等が発表されたときは、次の体制をもって対処する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th>職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地震</td> <td>市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき</td> <td>危機管理監</td> <td>情報連絡体制の強化</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき</td> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常3号配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理監</td> <td>災害警戒本部体制</td> <td>警戒配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に津波警報が発表されたとき</td> <td>市長</td> <td>災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に大津波警報が発表されたとき</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>非常2号配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。</p>	災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分	地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制の強化	/	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき	非常2号配備	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき	非常3号配備	津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備
災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分																																																													
地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制	/																																																													
	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制		非常1号配備																																																												
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき				非常2号配備																																																												
	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき				非常3号配備																																																												
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	警戒体制	警戒配備																																																													
	宮城県に津波警報が発表されたとき	〃	災害警戒本部体制																																																														
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制		非常1号配備																																																												
災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分																																																													
地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制の強化	/																																																													
	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制		非常1号配備																																																												
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき				非常2号配備																																																												
	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき				非常3号配備																																																												
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備																																																													
	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備																																																													
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備																																																													

旧頁	節	番号	旧	新												
30	2章 2節 (公)	2~	<p>2 情報連絡体制の強化 (略)</p> <p>なお、危機管理監不在時は、消防局長が指名する消防局次長及び総務企画局総務部長（<u>警戒体制及び災害警戒本部体制も同様とする。</u>）が代行する。</p> <p>対象部局</p> <table border="1" data-bbox="383 357 1151 416"> <tr> <td>地震</td> <td>総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p>3. 警戒体制 津波注意報が発表されたときは、<u>危機管理監が指示し、関係局主管課、関係区民生生活課及び関係課の所要の職員を配備して災害警戒本部体制に準じ、災害の警戒や広報等を行う。</u></p> <p>(1) 事務局 警戒体制の事務局は、原則として消防局防災企画課、減災推進課及び危機管理室とする。</p> <p>(2) 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="383 687 1151 746"> <tr> <td>津波</td> <td>総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p>4. 災害警戒本部体制 災害警戒本部体制（以下「警戒本部」という。）は、津波警報が発表されたとき「<u>仙台市災害警戒本部運営要領</u>」に基づき自動設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="383 995 1151 1054"> <tr> <td>津波</td> <td>総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 災害対策本部体制 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 1219 1173 1369"> <tr> <td> ①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	地震	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区	津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区	津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区	①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき	<p>P. 31</p> <p>2 情報連絡体制の強化 (略)</p> <p>なお、危機管理監不在時は、消防局長が指名する消防局次長及び総務企画局総務部長（<u>災害警戒本部体制も同様とする。</u>）が代行する。</p> <p>対象部局</p> <table border="1" data-bbox="1301 357 2069 416"> <tr> <td>地震</td> <td>総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 災害警戒本部体制 災害警戒本部体制（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「<u>仙台市災害警戒本部運営要領</u>」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="1301 995 2069 1054"> <tr> <td>津波</td> <td>総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策本部体制 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1301 1219 2092 1369"> <tr> <td> ①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に津波警報、大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	地震	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区	津波	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区	①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に津波警報、大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき
地震	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区															
津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区															
津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区															
①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき																
地震	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区															
津波	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区															
①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ②宮城県に津波警報、大津波警報が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他市長が必要と認めるとき																

旧頁	節	番号	旧	新																																													
39	2章 3節 (公)	1	<p>1 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備</p> <p>警戒配備は、警戒体制又は災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。</p> <p style="text-align: center;"><警戒配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒体制に至らないとき関係局員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (警戒体制) ----- 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (警戒本部体制) ----- 発令者：警戒本部長</td> <td>(1) 宮城県に津波警報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。</p>	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒体制に至らないとき関係局員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	警戒配備 (警戒体制) ----- 発令者：危機管理監	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。	警戒配備 (警戒本部体制) ----- 発令者：警戒本部長	(1) 宮城県に津波警報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。	非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。	非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。	<p style="text-align: right;">P. 41</p> <p>1 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備</p> <p>警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。</p> <p style="text-align: center;"><警戒配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制) ----- 発令：災害警戒本部長</td> <td>(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。</p>	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	警戒配備 (災害警戒本部体制) ----- 発令：災害警戒本部長	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。	非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。	非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。
			区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																												
			情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒体制に至らないとき関係局員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																																												
			警戒配備 (警戒体制) ----- 発令者：危機管理監	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。																																												
			警戒配備 (警戒本部体制) ----- 発令者：警戒本部長	(1) 宮城県に津波警報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。																																												
			区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																												
			非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。																																												
			非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。																																												
			非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。																																												
			区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																												
情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																																															
警戒配備 (災害警戒本部体制) ----- 発令：災害警戒本部長	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。																																															
区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																															
非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。																																															
非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。																																															
非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。																																															

旧頁	節	番号	旧	新																																																												
43	2章 3節 (公)	2 (4)	<p>2. 動員計画 (略)</p> <p>(4) 参集時の職員の留意事項</p> <p>ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。</p> <p>イ 参集手段</p> <p>参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。</p> <p>※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。</p>	<p>2. 動員計画 (略)</p> <p>(4) 参集時の職員の留意事項</p> <p>ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。</p> <p>イ 参集手段</p> <p>参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。</p> <p>※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。</p> <p>※参集時においては、交通事故等の防止に十分留意するものとする。</p>																																																												
52	2章 5節 (公)	2	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報」または「津波警報」を発表する（以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う）。</p> <p>ア 津波警報等の種類ととるべき行動等</p> <p>津波警報等の種類ととるべき行動については以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">《津波警報等の種類ととるべき行動等》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表※	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。</p> <p>津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p style="text-align: center;">《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ（※）</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ				とるべき行動																																																									
			数値での発表	定性的表現での発表※																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																											
		5m<高さ≤10m	10m																																																													
		3m<高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ（※）		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																											
			数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																											
		5m<高さ≤10m	10m																																																													
		3m<高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											

旧頁	節	番号	旧	新
2章 5節 (公)	2	2	<p>つづき</p> <p>※ <u>定性的表現で発表される津波の高さについて</u> 地震規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。</p> <p>なお、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。</p> <p>イ <u>津波警報等を利用するにあたっての留意事項</u></p> <p>① <u>津波警報等は地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。</u> （※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）</p> <p>② <u>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。</u></p> <p>③ <u>津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p> <p>④ <u>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u></p> <p>(2) <u>津波情報</u> 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。</p>	<p>つづき</p> <p>※ <u>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u></p> <p>イ <u>津波警報等の留意事項</u></p> <p>① <u>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。</u></p> <p>② <u>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u></p> <p>③ <u>津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p> <p>(2) <u>津波情報</u> 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p>

旧頁	節	番号	旧	新																																												
2章 5節 (公)	2		<p>つづき</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p>津波情報の種類と発表内容については以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">《津波情報の種類と発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="349 280 1182 544"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (XML電文では、津波警報等を含めて発表)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>第1波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。</p> <p style="text-align: center;">《最大波の観測値を数値で発表する基準》</p> <table border="1" data-bbox="360 783 1171 927"> <thead> <tr> <th>発表中の警報等</th> <th>観測値を数値で発表する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>観測値>1 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>観測値≥ 0.2 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>すべて数値で発表(ごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>第1波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた沖合での最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻もあわせて発表する(沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ)。</p> <p>これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。</p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (XML電文では、津波警報等を含めて発表)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表(※2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準	大津波警報	観測値 >1 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)	津波警報	観測値 ≥ 0.2 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)	津波注意報	すべて数値で発表(ごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p>つづき</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p style="text-align: center;">《津波情報の種類と発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="1263 280 2096 555"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (削除)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;">《最大波の観測値の発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="1267 820 2096 1038"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ>1m 観測された津波の高さ≤ 1m</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>観測された津波の高さ≥ 0.2m 観測された津波の高さ< 0.2m</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (削除)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ >1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m	数値で発表 「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m	数値で発表 「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
		情報の種類	発表内容																																													
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (XML電文では、津波警報等を含めて発表)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表																																															
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																															
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																																															
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表(※2)																																															
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																															
発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準																																															
大津波警報	観測値 >1 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)																																															
津波警報	観測値 ≥ 0.2 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)																																															
津波注意報	すべて数値で発表(ごく小さい場合は「微弱」と表現)																																															
情報の種類	発表内容																																															
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (削除)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表																																															
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																															
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																																															
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)																																															
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																															
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																														
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m	数値で発表 「観測中」と発表																																														
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m	数値で発表 「観測中」と発表																																														
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																														

旧頁	節	番号	旧	新																																			
2章 5節 (公)	2		<p>つづき</p> <p style="text-align: center;">《最大波の観測値及び推定値を数値で発表する基準》</p> <table border="1" data-bbox="360 212 1171 443"> <thead> <tr> <th>発表中の警報等</th> <th>観測値及び推定値を数値で発表する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>沿岸の推定値$>3\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>沿岸の推定値$>1\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値：「観測中」、 沿岸の推定値：「推定中」と発表する)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>すべて数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 津波情報を利用するにあたっての留意事項</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>a. 到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>b. 予想される津波の高さは、津波予報区の中での予測値のばらつきを考慮したうえで、安全サイドに立ち比較的高めの値をもとに発表しているが、津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。</p> <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <p>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。</p>	発表中の警報等	観測値及び推定値を数値で発表する基準	大津波警報	沿岸の推定値 $>3\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する)	津波警報	沿岸の推定値 $>1\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値：「観測中」、 沿岸の推定値：「推定中」と発表する)	津波注意報	すべて数値で発表	<p>つづき</p> <p style="text-align: center;">《最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）》</p> <table border="1" data-bbox="1267 212 2101 539"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ$>3\text{m}$</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ$\leq 3\text{m}$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ$>1\text{m}$</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ$\leq 1\text{m}$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準》</p> <table border="1" data-bbox="1267 635 2101 914"> <thead> <tr> <th>全国の警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 津波情報の留意事項</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>a. 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>b. 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <p>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。</p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表
			発表中の警報等	観測値及び推定値を数値で発表する基準																																			
大津波警報	沿岸の推定値 $>3\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する)																																						
津波警報	沿岸の推定値 $>1\text{m}$ (基準に達しない場合、沖合の観測値：「観測中」、 沿岸の推定値：「推定中」と発表する)																																						
津波注意報	すべて数値で発表																																						
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																					
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																					
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																					
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容																																					
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																																					
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表																																					
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表																																					

旧頁	節	番号	旧	新																				
2章	5節 (公)	2	<p>つづき</p> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <p>a. 津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>b. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>④ 沖合の津波観測に関する情報</p> <p>a. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</p> <p>b. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>c. <u>沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。</u></p> <p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。</p> <p style="text-align: center;">《津波予報の発表基準と発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="344 863 1189 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>つづき</p> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <p>a. 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>b. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>④ 沖合の津波観測に関する情報</p> <p>a. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</p> <p>b. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 (削除)</p> <p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">《津波予報の発表基準と発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="1261 863 2105 1190"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						
	発表基準	発表内容																						
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																						
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																						
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																						

旧頁	節	番号	旧	新
58	2章 5節 (公)	4	<p>4. 避難勧告等の実施〔消防部、区本部〕 (略)</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達・避難広報 避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動につなげる。 <u>また、津波避難エリア外から津波避難エリア内への住民等の流入を防ぐため、エリア外においても順次広報を実施する。</u></p> <p>ア 仙台市津波情報伝達システム 消防部は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置からの情報伝達を行う。</p> <p>イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両、及び区本部の広報車による<u>関係地区</u>の巡回広報を行う。</p> <p>ウ 町内会等への連絡（消防部、区本部） <u>消防部は仙台市津波情報伝達システム戸別受信装置により、避難対象区域内の町内会長等へ情報の伝達を行う。また、各区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報伝達に努める。</u></p> <p>エ 報道機関との連携 <u>市長は「災害時における放送要請に関する協定」(資料編P. 参照)</u>に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (略)</p> <p>(5) 地上における広報活動隊等の活動注意事項 <u>消防職・団員の安全を図りつつ、広報活動を適切に行うことを目的として運用を開始した「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」に基づき、津波警報等が発表された場合は、被害が予想される区域の住民に対し、勧告・指示等の避難広報を行う。</u></p>	<p>P. 60</p> <p>4. 避難勧告等の実施〔消防部、区本部〕 (略)</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達・避難広報 避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、<u>地域住民等</u>に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を<u>促す</u>。 (削除)</p> <p>ア 仙台市津波情報伝達システム 消防部は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置及び戸別受信装置から情報伝達を行う。</p> <p>イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報 ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両及び区本部の広報車により、<u>避難の呼びかけ、勧告・指示等</u>の巡回広報を行う。</p> <p>ウ 町内会等への連絡（区本部） (削除) 各区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報伝達に努める。</p> <p>エ 報道機関との連携 <u>災対本部事務局は「災害時における放送要請に関する協定」(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</u>に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (略)</p> <p>(5) 地上における広報活動隊等の<u>安全確保</u> <u>地上における広報活動隊等の安全を図りつつ広報活動を適切に行うため、津波警報等が発表された場合に被害が予想される区域の住民等に対して行う広報は、下記の要領に基づいて実施する。</u> <u>「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」(資料4-22参照)</u> <u>「津波警報等発表時における津波警戒関係区の避難広報等活動要領」(資料4-23参照)</u></p>
71	2章 8節 (公)		<p>第8節 災害広報・広聴計画 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、区本部〕 本節では、市民に対して災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民からの問い合わせや相談などに対応するための広聴計画を定める。</p>	<p>P. 73</p> <p>第8節 災害広報・広聴計画 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、区本部〕 <u>流言飛語による社会的混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。</u> 本節では、市民等に対して災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民等からの問い合わせや相談などに対応するための広聴計画を定める。</p>

旧頁	節	番号	旧	新																						
71	2章 8節 (公)	2	<p>2. 広報活動〔総務企画部、市民部、区本部〕</p> <p>災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。</p>	<p>P. 73</p> <p>2. 広報活動〔総務企画部、市民部、区本部〕</p> <p>災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。<u>なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。</u></p>																						
79	2章 10節 (公)	1	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 </td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 </td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市立病院部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 	区本部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 	市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 	<p>P. 81</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 </td> </tr> <tr> <td>子供未来部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>被災者（子供）の精神保健活動に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市立病院部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 </td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 	子供未来部	<ul style="list-style-type: none"> <u>被災者（子供）の精神保健活動に関する事</u> 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 	市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 	区本部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事
実施機関	担当業務																									
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 																									
経済部	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 																									
区本部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 																									
市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 																									
実施機関	担当業務																									
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護活動の統括に関する事 医療救護班の編成に関する事 医療機関の被害状況の把握に関する事 医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 医療機関との総合調整に関する事 医療ボランティアに関する事 被災者の保健活動の総括に関する事 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関する事 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 被災動物の保護、管理に関する事 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事 																									
子供未来部	<ul style="list-style-type: none"> <u>被災者（子供）の精神保健活動に関する事</u> 																									
経済部	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の防疫に関する事 																									
市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> 市立病院における被災患者の診療に関する事 院外での医療救護活動に関する事 																									
区本部	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 医療ボランティアの活動の支援に関する事 被災者に対する保健相談及び指導に関する事 被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 被災地域及び避難所における防疫に関する事 																									

旧頁	節	番号	旧	新																				
93	2章 12節 (公)	2	<p>2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" data-bbox="349 384 1211 1123"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等</td> <td>○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。</td> </tr> <tr> <td>○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>○その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章「第6節 避難所を主体的に運営する」P.14 参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p>	条 件	開 設 方 法	○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	<p style="text-align: right;">P.95</p> <p>2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕 (略)</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1" data-bbox="1240 384 2130 1230"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平日日中 8:30 ~ 17:00 休日 平日夜間 17:00 ~ 翌8:30 ○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時</td> <td>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①②によらないとき、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td>○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。</td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14 参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.104)で定める。</p>	条 件	開 設 方 法	①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 平日日中 8:30 ~ 17:00 休日 平日夜間 17:00 ~ 翌8:30 ○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。	②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時	○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。	③避難勧告等発令時 ※①②によらないとき、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	④その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。
条 件	開 設 方 法																							
○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。																							
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																							
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																							
○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																							
条 件	開 設 方 法																							
①市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 平日日中 8:30 ~ 17:00 休日 平日夜間 17:00 ~ 翌8:30 ○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。																							
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表された時	○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。																							
③避難勧告等発令時 ※①②によらないとき、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。																							
④その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。																							

旧頁	節	番号	旧	新
	2章 12節 (公)	2	<p>つづき (略)</p> <p>(4) 区本部の措置</p> <p>ア 開設基準に基づき、避難勧告等を発令する場合は、事前に選定した避難所の施設管理者に連絡し、開設体制を整える。</p> <p>イ 開設基準に基づき、各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。</p>	<p>つづき (略)</p> <p>(4) 区本部の措置</p> <p>ア 開設基準に基づき、各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。</p> <p>イ <u>開設基準に基づき、津波警報等・大津波警報の発表時において、避難が予想される避難所を所管する各区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し、状況に応じて避難所開設を決定する。</u></p> <p>ウ <u>開設基準に基づき、震度、津波警報等の有無にかかわらず避難勧告等の発令が必要と認められる場合については、災対本部の指示により事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</u></p>

97	2章 12節 (公)	3	<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営委員会組織図〉</p>	P. 99
			<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈避難所運営委員会組織図〉</p>	

旧頁	節	番号	旧	新
	2章 12節 (公)	3	<p>つづき (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動 (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 (略)</p> <p>⑥ 食料・物資の確保（食料物資班） 避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請し確保する。 開設当初は、避難所の備蓄物資を活用するとともに、区本部あてに要請を行い、物資集配拠点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請する。 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズに配慮するとともに、<u>プライバシーへの配慮に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧ 水の確保（衛生班） <u>飲料水については、備蓄物資、施設の受水槽の活用により確保し、不足する場合は区本部へ要請する。また、非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通して水道部に仮設給水所の設置を依頼する。</u> <u>トイレの用水等、生活用水については、学校プールの貯留水の活用等により確保する。</u></p>	<p>つづき (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動 (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 (略)</p> <p>⑥ 食料・物資の確保（食料物資班） 避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請し確保する。<u>開設当初は、避難所の備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あてに要請を行い、物資集配拠点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請する。</u> 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、<u>アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧ 水の確保（衛生班） <u>避難所における断水時の飲料水、生活用水について、以下の方法より確保し、効率的に活用する。</u> a. <u>備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</u> b. <u>施設の受水槽の活用</u> c. <u>非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請</u> d. <u>給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請</u> e. <u>主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</u></p>
106	2章 14節 (公)	2	<p>2. 食料の供給〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部〕 避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。</p>	<p>P. 108</p> <p>2. 食料の供給〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部〕 避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。 <u>なお、食料の確保にあたっては、災害時要援護者、アレルギー疾患等に配慮する。</u></p>
108	2章 14節 (公)	3	<p>3. 生活物資の供給〔財政部、健康福祉部、経済部〕 災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。</p>	<p>P. 110</p> <p>3. 生活物資の供給〔財政部、健康福祉部、経済部〕 災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。 <u>なお、生活物資の確保にあたっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。</u></p>

旧頁	節	番号	旧	新																																																									
147	2章 22節 (公)	1	<p>1. 応援要請発動の基準・根拠 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 等</th> <th>依 頼 先 (内 容 等)</th> <th>根 拠 法 令 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地方自治体等 への応援要請</td> <td>◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）</td> <td>災害基 29-2</td> </tr> <tr> <td>◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-1. 68</td> </tr> <tr> <td>◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-2. 68 自治 252 の 17</td> </tr> <tr> <td>◇他の市町村長（応援の要求）</td> <td>災害基 67</td> </tr> <tr> <td>◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）</td> <td>災害基 68</td> </tr> <tr> <td>◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）</td> <td>自治体相互応援協定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊への派遣要請等</td> <td>◇知事（自衛隊の派遣要請）</td> <td>災害基 68 の 2-1</td> </tr> <tr> <td>◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）</td> <td>災害基 68 の 2-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災関係団体等への応援要請</td> <td>◇消防本部等（消防相互の応援等）</td> <td>消組 39</td> </tr> <tr> <td>◇知事（消防庁長官に対する応援要請）</td> <td>消組 44</td> </tr> <tr> <td>◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）</td> <td>各種応援協定等</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等	地方自治体等 への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定	自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2	防災関係団体等への応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44	◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等	<p style="text-align: right;">P. 149</p> <p>1. 応援要請発動の基準・根拠 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 等</th> <th>依 頼 先 (内 容 等)</th> <th>根 拠 法 令 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地方自治体等 への応援要請</td> <td>◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）</td> <td>災害基 29-2</td> </tr> <tr> <td>◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-1. 68</td> </tr> <tr> <td>◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-2. 68 自治 252 の 17</td> </tr> <tr> <td>◇他の市町村長（応援の要求）</td> <td>災害基 67</td> </tr> <tr> <td>◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）</td> <td>災害基 68</td> </tr> <tr> <td>◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）</td> <td>自治体相互応援協定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊への派遣要請等</td> <td>◇知事（自衛隊の派遣要請）</td> <td>災害基 68 の 2-1</td> </tr> <tr> <td>◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）</td> <td>災害基 68 の 2-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防に関する応援要請</td> <td>◇消防本部等（消防相互の応援等）</td> <td>消組 39</td> </tr> <tr> <td>◇知事（消防庁長官に対する応援要請）</td> <td>消組 44</td> </tr> <tr> <td>防災関係団体等への応援要請</td> <td>◇防災関係団体、民間団体(企業、NPO、NGO)等 (協定等に定める事項)</td> <td>各種応援協定等</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等	地方自治体等 への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定	自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2	消防に関する応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44	防災関係団体等への応援要請	◇防災関係団体、民間団体(企業、NPO、NGO)等 (協定等に定める事項)	各種応援協定等
対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等																																																											
地方自治体等 への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2																																																											
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68																																																											
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17																																																											
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67																																																											
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68																																																											
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定																																																											
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1																																																											
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2																																																											
防災関係団体等への応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39																																																											
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44																																																											
	◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等																																																											
対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等																																																											
地方自治体等 への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2																																																											
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68																																																											
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17																																																											
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67																																																											
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68																																																											
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定																																																											
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1																																																											
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2																																																											
消防に関する応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39																																																											
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44																																																											
防災関係団体等への応援要請	◇防災関係団体、民間団体(企業、NPO、NGO)等 (協定等に定める事項)	各種応援協定等																																																											

旧頁	節	番号	旧	新
154	2章 22節 (公)	7 (追加)	<p>7. 海外支援の受入れ〔災対本部〕</p> <p>(1) 支援の打診 海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。 ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じての打診 イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診 ウ 日本国内に拠点（支部）を持たないNGO（非政府組織）団体等から直接もしくは他の機関・団体等を経由した打診</p> <p>(2) 支援受入れの判断等 支援の打診があった場合の判断は災対本部事務局が行うものとし、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、<u>関係部と調整の上</u>、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに受入れの可否を判断し、申し入れ先に回答する。国際姉妹・友好都市からの打診、もしくは外国語でのやりとりの場合、連絡調整については市民部が協力する。</p> <p>(3) 支援受入れの実施 支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、応援部隊の活動内容の調整等を行う。 災対本部事務局は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整を行う。<u>国際姉妹・友好都市との調整、もしくは外国語でのやりとりの場合、連絡調整については市民部が協力する。</u></p>	<p style="text-align: right;">P. 156</p> <p>7. 民間団体等の受入れ〔災対本部、各部〕</p> <p>(1) 支援受入れの判断 <u>協定によらない企業、NPO、NGO等民間団体から支援の打診があった場合、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、災対本部と関係部とが調整の上、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに担当部を決定する。</u></p> <p>(2) 支援受入れの実施 <u>支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、応援部隊の活動内容の調整等を行う。</u></p> <p>8. 海外支援の受入れ〔災対本部、各部〕</p> <p>(1) 支援の打診 海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。 ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じての打診 イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診 ウ 日本国内に拠点（支部）を持たないNGO（非政府組織）団体等から直接もしくは他の機関・団体等を経由した打診</p> <p>(2) 支援受入れの判断等 支援の打診があった場合、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、<u>災対本部と関係部とが調整の上</u>、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに受入れの可否を判断し、申し入れ先に回答する。（削除）</p> <p>(3) 支援受入れの実施 支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、応援部隊の活動内容の調整等を行う。 災対本部では、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整を行う。（削除）</p>

旧頁	節	番号	旧	新
154	2章 22節 (公)	8	<p>8. 他都市等への積極的な災害支援の実施</p> <p>東日本大震災においては、自治体相互応援協定等、各種協定に基づく他都市からの応援をはじめ、多くの都市や地域から大きな支援をいただき、本市では、大規模災害においてこうした支援が非常に重要であることを改めて深く認識した。</p> <p>本市は、他都市等からの応援を受ける側に立った、きめ細かな支援を行うことが可能であり、こうした支援を行うことができるのは、実際に激甚な災害を経験した本市を含め、ごく限られた都市のみである。協定の対象となる都市にとどまらず、積極的にこの経験と教訓を生かした支援を行うことは、被災自治体である本市の責務であり、他都市等において災害が発生した場合、速やかな支援が行えるよう、支援体制の強化に努める。</p>	<p style="text-align: right;">P. 157</p> <p>9. 他都市等への積極的な災害支援の実施</p> <p>国内外の他都市において甚大な人的・物的被害を与える災害が発生した場合、本市は、他都市からの多大な支援を受けた東日本大震災の際の経験を生かし、応援を受ける側に立った、積極的な支援を行う。</p> <p>(1) 支援の内容</p> <p>ア 見舞状の送付、見舞金の寄贈 イ 情報提供 ウ 救援物資の送付 エ 職員の応援 オ 地方自治法 252 条の 17 に基づく職員の派遣 カ その他の支援</p> <p>(2) 支援の検討及び決定</p> <p>地震または風水害等の発生により他都市に甚大な被害が発生し、または被害の発生が予測される場合には、必要に応じて市長または副市長の指示により先遣隊を派遣し、現地の被災状況及び支援ニーズの把握を行うとともに、被災自治体のニーズに応じて関係局を招集し、支援内容の検討及び決定を速やかに行うものとする。</p> <p>(3) 救援物資の送付</p> <p>物資の支援の実施にあたっては、被災自治体の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、仙台市の備蓄または流通からの調達により確保し送付する。</p> <p>(4) 職員の応援</p> <p>職員の応援については、被災自治体の支援ニーズに応じて、関係各局区より応援部隊を編成し派遣する。応援職員の宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等については原則として仙台市が行うものとする。</p> <p>(5) 地方自治法 252 条の 17 に基づく職員派遣</p> <p>地方自治法第 252 号の 17 条に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向をふまえ、内容を決定する。</p>

旧頁	節	番号	旧	新
155	2章 23節 (公)	1	<p>1. 交通規制及び交通秩序の維持〔宮城県警察本部〕</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>警察本部は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、航空隊、交通機動隊、無線自動車等を被災区域に集中運用すると共に、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>ア 基本方針</p> <p>① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制</p> <p>a. 被災区域内への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力抑制する。</p> <p>b. 被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは制限しない。</p> <p>② 避難路及び緊急交通路への流入抑制</p> <p>緊急通行車両等以外の一般通行車両は通行を禁止又は制限する。</p> <p>③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限</p> <p>規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流出を禁止する。</p> <p>④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。</p> <p>⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用</p> <p>道路管理者に対し緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるよう道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。</p> <p>イ 緊急交通路確保のための措置</p> <p>① 交通管制施設の活用</p> <p>効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。</p> <p>② 放置車両の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>③ 運転者に対する措置命令</p> <p>緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。</p>	<p style="text-align: right;">P. 158</p> <p>1. 交通規制及び交通秩序の維持〔宮城県警察本部〕</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>警察は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>ア 基本方針</p> <p>① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制</p> <p>a. 被災区域内への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力抑制する。</p> <p>b. 被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは規制しない。</p> <p>② 避難路の流入規制と緊急交通路への流入禁止</p> <p>緊急通行車両等以外の一般通行車両の通行を規制又は禁止する。</p> <p>③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制</p> <p>規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流出を規制する。また、<u>同インターチェンジへの流入を制限する。</u></p> <p>④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。</p> <p>⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用</p> <p>道路管理者に対し緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。</p> <p>イ 緊急交通路確保のための措置</p> <p>① 交通管制施設の活用</p> <p>効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。</p> <p>② 放置車両の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>③ 運転者に対する措置命令</p> <p>緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。</p>

旧頁	節	番号	旧	新
155	2章 23節 (公)	1	<p>つづき</p> <p>④ 障害物の除去 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>⑤ 関係機関との連携 交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p> <p>ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には<u>所定の規制標示</u>（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため<u>所定の規制標示</u>を設置するいとまがないとき、又は規制標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な手段を活用して行う。</p> <p>エ 交通規制の見直し 災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。</p> <p>オ 交通規制の周知徹底 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間<u>その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。</u></p> <p>カ 自衛官及び消防吏員の措置 (略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。</p> <p>ア 確認場所 警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の他、緊急交通路の指定に伴う交通検問所において実施する。</p>	<p>つづき</p> <p>④ 障害物の除去 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>⑤ 関係機関との連携 交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p> <p>ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には<u>標示等</u>（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため<u>標示等</u>を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な手段を活用して行う。</p> <p>エ 交通規制の見直し 災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。</p> <p>オ 交通規制の周知徹底・広報 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他、<u>交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等に、マスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による、周知徹底及び広報を図る。</u></p> <p>カ <u>交通安全施設の復旧</u> <u>緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。</u></p> <p>キ 自衛官及び消防吏員の措置 (略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。</p> <p>ア 確認場所 警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の他、緊急交通路の指定に伴う交通検問所等において実施する。</p>

旧頁	節	番号	旧	新
158	2章 24節 (公)	1	<p>1. 応急公用負担等の権限 (略)</p> <p>(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。</p> <p>(3) 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった時は、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p>	<p>P. 161</p> <p>1. 応急公用負担等の権限 (略)</p> <p>(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。<u>(災害対策基本法 第71条第2項)</u></p> <p>(3) 警察官又は海上保安官は市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった時は、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。<u>(災害対策基本法 第64条第7項及び第65条第2項)</u></p> <p>(4) <u>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないときに限り、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。(災害対策基本法 第64条第8項及び第65条第3項)</u></p>
165	2章 26節 (公)	3 (1)	<p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。 ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・緊急遮断弁設置配水所・応急給水栓による給水</p>	<p>P. 168</p> <p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。 ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水</p>
208	2章 37節 (公)		<p>第37節 復興に関する計画 大規模災害が発生した場合は、被害状況や地域特性、応急対策の進捗等を勘案し、迅速な復旧を目指しつつ、さらに中長期的な取り組みによる計画的復興を目指す必要性について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき市の復興のための計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとする。 (略)</p> <p>2. 復興計画の策定 復興計画は、復旧方針及び復興方針を踏まえつつ、一日も早い復興を果すため、可能な限り速やかな策定を目指すとともに、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進めるため、多様な主体の意見が反映されるよう努めるものとする。</p>	<p>P. 211</p> <p>第37節 復興に関する計画 大規模災害が発生した場合は、被害状況や地域特性、応急対策の進捗等を勘案し、迅速な復旧を目指しつつ、さらに<u>災害の教訓を踏まえ、</u>中長期的な取り組みによる計画的復興を目指す必要性について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき市の復興のための計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとする。 (略)</p> <p>2. 復興計画の策定 <u>大規模災害からの復興は、地域コミュニティや産業構造等にも大きな影響を及ぼすような複雑かつ大規模な事業であり、関係する部局や機関等も多数に及ぶこととなる。こうした事業を可能な限り速やかに実施するためには、復興計画を策定し、関係部局・機関等と調整を行いながら計画的に復興を進めていく必要がある。</u> 復興計画は、復旧方針及び復興方針を踏まえつつ、一日も早い復興を果すため、可能な限り速やかな策定を目指すとともに、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進めるため、多様な主体の意見が反映されるよう努めるものとする。</p>